

お客様各位

平成24年9月1日

9月に入り朝晩は過ごしやすくなりましたが、まだまだ日中は暑い日が続き、秋の訪れは先のようにですね。

季節の変わり目は体調を崩しやすくなっていますので皆様方におかれましてはご自愛ください。

さて、今月の事務所通信は下記の3項目についてまとめました。

1. 改正労働者派遣法の施行
2. 高年齢者雇用安定法の改正
3. 今月の事務～厚生年金保険料率の改定

## 1. 改正労働者派遣法の施行

改正労働者派遣法が10月1日から施行されます。

これによる事業規制の強化として、日々又は30日以内の期間を定めて雇用する日雇派遣が原則禁止となりますが、例外措置として、「60歳以上の高齢者」、「昼間学生」、「副業として従事する者」、「主たる生計者でない者」は従前どおり日雇派遣が認められます。

このうち、「副業として従事する者」は生業収入が500万円以上、そして「主たる生計者でない者」は本人の収入が世帯全体の50%未満であり世帯全体の収入が500万円以上であることが必要です。

10月からの適用に備えて、派遣元は日雇派遣労働者を雇用するに当たって、「60歳以上の高齢者」は年齢が分かる公的書類、「昼間学生」は学生証、「副業として従事する者」及び「主たる生計者でない者」の収入要件は本人及び配偶者の所得証明や源泉徴収票を確認し、これらを派遣元管理台帳に記載する必要があります。

派遣先においても、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす措置が3年後に適用されますので、注意が必要です。

## 2. 高年齢者雇用安定法の改正

高年齢者雇用安定法が来年4月から改正されます。

来年4月に男性の厚生年金の受給開始年齢が61歳に引き上げられるのに伴い、賃金も年金もない「空白」期間を回避するため、従来は定年後も65歳まで再雇用する場合の選択基準を会社に認めていたものが、今回の8月の法改正により、希望者全員を再雇用することが会社に義務付けられました。

給料の高い高年齢者の継続雇用により会社の人件費負担は重くなり、早めの対策が必要となります。

厚生労働省は今後、解雇理由に相当する「勤務態度が著しく悪い人」などや心身の健康状態が著しく悪い人は再雇用の対象外とする方針であるため、それに適用する人事システムか、継続雇用しても負担にならない給与体系を構築する必要があります。

## 3. 今月の事務～厚生年金保険料率の改定

9月より厚生年金保険料率が引き上げられ、一般被保険者は16.766%（改定前は16.412%）となります。今後も毎年0.354%ずつ引き上げられ、最終的には18.3%で固定される予定です。

実際の給料計算では10月分からの適用となることに注意して下さい。

お忙しい中最後までお読み頂き、誠に有り難うございました。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

**坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@lto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>